

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 松江市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
27,823	19,985	2,962	50,771

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	101,690	100,288	1,401	1,052	1,175	132,962	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	28	334	△ 307	△ 307	9	10	
公園墓地事業特別会計	75	67	8	8	-	-	
鹿島有線テレビジョン放送事業特別会計	134	208	△ 74	△ 74	82	233	
鹿島電気通信事業特別会計	16	16	-	-	6	25	
一般会計等	101,422	100,393	1,029	680		133,229	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	3,740	3,000	740	4,101	28	9,523	38	法適用企業
ガス事業会計	2,079	2,413	△ 334	111	11	5,721	-	法適用企業
自動車運送事業会計	805	795	10	82	276	9	9	法適用企業
駐車場事業会計	108	93	15	105	69	580	340	法適用企業
病院事業会計	9,264	10,249	△ 985	535	1,839	20,677	13,745	法適用企業
国民健康保険事業特別会計	(歳入) 17,534	(歳出) 17,515	(形式収支) 19	(実質収支) 19	1,324	-	-	
宍道国民健康保険診療施設事業特別会計	(歳入) 163	(歳出) 163	(形式収支) -	(実質収支) -	26	253	28	
老人保健医療事業特別会計	(歳入) 42	(歳出) 9	(形式収支) 33	(実質収支) 33	0	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	(歳入) 3,554	(歳出) 3,549	(形式収支) 5	(実質収支) 5	2,009	-	-	
介護保険事業特別会計	(歳入) 13,647	(歳出) 13,462	(形式収支) 185	(実質収支) 185	2,080	-	-	
簡易水道事業特別会計	(歳入) 2,287	(歳出) 2,281	(形式収支) 6	6	572	10,851	7,845	
公設浄化槽事業特別会計	(歳入) 149	(歳出) 149	(形式収支) 0	0	34	298	268	
集落排水事業特別会計	(歳入) 2,636	(歳出) 2,636	(形式収支) -	-	1,507	21,069	18,056	
湖南誘致企業団地建設事業特別会計	(歳入) 1	(歳出) 1	(形式収支) -	-	-	-	-	
第二内陸工場団地建設事業特別会計	(歳入) 3	(歳出) 3	(形式収支) -	-	-	-	-	
第二卸商業団地建設事業特別会計	(歳入) 1	(歳出) 1	(形式収支) -	-	-	-	-	
八雲地域開発事業特別会計	(歳入) 20	(歳出) 61	(形式収支) △ 41	△ 23	20	110	80	
駐車場事業特別会計	(歳入) 116	(歳出) 330	(形式収支) △ 213	△ 213	41	865	256	
下水道事業特別会計	(歳入) 10,062	(歳出) 10,780	(形式収支) △ 719	-	2,980	56,662	39,777	
鹿島町恵曇・講武・御津・佐太・財産区特別会計	(歳入) 3	(歳出) 2	(形式収支) 0	0	2	-	-	
公営企業会計等 計				4,945		126,620	80,442	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
島根県市町村総合事務組合	7,604	7,506	98	98	-	-	-	
玉井斎場管理組合	50	48	2	2	-	-	-	
松江市東出雲町山林組合	2	0	2	2	2	-	-	
斐川穴道水道企業団(上水道事業会計)	665	576	89	865	22	3,834	5	法適用企業
島根県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	1,219	1,163	56	56	7	-	-	
島根県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療事業特別会計)	98,737	95,407	3,330	3,330	1,620	-	-	
一部事務組合等 計				4,354		3,834	5	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失格償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)松江市観光開発公社	26	173	2	104	-	-	315	315	
(財)松江勤労福祉振興協会	161	421	100	300	-	-	2,143	-	
(財)松江市国際交流協会	2	60	50	18	-	-	-	-	
(財)松江市教育文化振興事業団	0	6	1	2	-	-	-	-	
(財)松江体育協会	1	32	5	8	-	-	-	-	
(株)松江情報センター	1	421	100	-	-	-	-	-	
松江市土地開発公社	25	116	1	-	-	-	5,626	-	
(財)島根町地域振興財団	5	90	50	9	-	-	-	-	
(株)サンライズ美保関	6	48	28	4	9	-	-	-	
(財)八雲開発公社	106	139	1	151	-	-	57	-	
(株)玉造温泉ゆうゆ	4	90	27	-	-	-	-	-	
(財)穴道湖西岸森と自然財団	△ 1	100	94	-	-	-	-	-	
(株)きまち湯治村	2	6	34	-	-	-	-	-	
(財)島根県東部勤労者共済会	14	194	26	6	-	-	-	-	
松江八東森林組合	19	128	45	49	-	-	57	-	
(財)くにびきメッセ	21	1,078	280	15	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			844	665	9	-	8,198	315	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,860	3,362	1,501
減債基金	2,835	2,842	7
その他充当可能基金	10,449	9,317	△ 1,132
充当可能基金 計	15,144	15,520	377

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.07	1.33	△ 1.74	11.25	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	11.26	11.07	△ 0.19	16.25	40.00	ガス事業会計	△ 5.9	-	5.9
実質公債費比率	19.3	18.0	△ 1.3	25.0	35.0	自動車運送事業会計	-	-	-
将来負担比率	216.7	205.9	△ 10.8	350.0		駐車場事業会計	-	-	-
財政力指数	0.59	0.58	△ 0.01			病院事業会計	-	-	-
経常収支比率	89.0	89.6	0.6			簡易水道事業特別会計	-	-	-
						公設浄化槽事業特別会計	-	-	-
						集落排水事業特別会計	-	-	-
						下水道事業特別会計	-	-	-
						湖南誘致企業団地建設事業特別会計	-	-	-
						第二内陸工場団地建設事業特別会計	-	-	-
						第二卸商業団地建設事業特別会計	-	-	-
						八雲地域開発事業特別会計	△ 13.6	△ 12.3	1.3

(注) 1.「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△)で表示している。

2.「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

4.「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。